

生活文化局

1 指図書事項

(歳出)

(1) 印刷物の契約を適正に行うべきもの

都民生活部は、平成25年度、旅券申請案内の印刷のための契約を、表1のとおり締結した。随意契約によることができる印刷物の契約は、東京都契約事務規則(昭和39年規則第125号)により、予定価格が100万円を超えない場合である。

ところで、旅券申請案内の印刷に係る契約について見たところ、部は、第1回目を11万6千部印刷するとして随意契約とし、一方、第2回目は、33万500部印刷することから予定価格が100万円を超えるために入札としていた。

確認したところ、部は、第2回目の印刷の起案を、第1回目の印刷物の納入(履行期限：平成25.6.21)を待たずに、平成25年6月7日に行っていた。

両件の契約については、表2のとおり、配布先のうち旅券課ほか2か所が同一であること、また、印刷物の内容も同一であることから、1回にまとめて競争入札とすべき契約である。

結果として、第1回目の契約は、第2回目と比較して単価が約0.25円高く、契約金額が2万9,232円(監査事務局試算)過大となっている。

部としては、旅券申請案内に係る印刷物の契約について、計画的に発注を行うべきであったにもかかわらず、契約を合理的な理由もなく分けたことは、不経済となり、適正でない。

部は、印刷物の契約を適正に行われたい。

(都民生活部)

(表1) 旅券申請案内の印刷

印刷回数	予定価格	契約金額	契約方法	起案年月日	契約年月日	履行期限	単価
第1回	116,000	669,900	随意契約	5月9日	5月21日	6月21日	3.33
第2回	330,500	1,249,290	競争入札	6月7日	7月19日	8月5日	3.08
計	446,500	1,919,190					差額 0.25

(単位：部、円)

(表2) 旅券申請案内の配布先

	第1回	第2回	計
旅券課(新宿)	80,000	40,000	120,000
有楽町分室	20,000	8,000	28,000
池袋分室	16,000	18,000	34,000
区市町村	-	264,500	264,500
計	116,000	330,500	446,500

(単位：部)

オリエンティック・パークオリエンティック準備局

1 指図書事項

(歳出)

(1) 指定管理者から適正な事業報告を求め、内容の確認・検証を行うべきもの

スポーツ推進部は、駒沢オリンピック公園総合運動場の管理運営について、「東京都体育施設条例」(平成元年条例第109号)に基づき、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法1」という。)で定める「指定管理者制度」を活用し、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団を指定している。

部は、当該施設が適切に管理運営されたことを確認するため、「駒沢オリンピック公園総合運動場の管理運営に関する基本協定」(以下「協定」という。)に基づき、「月次報告書」(毎月の業務の実施状況)、「四半期報告書」(管理運営業務の実施状況、利用料金、事業収入などの收支状況)等を提出させ、常に業務の実施状況、收支状況を把握することとしている。また、毎年度終了後、指定管理者から「事業報告書」の提出を受け、年間の管理運営業務の実施状況、收支状況等管理の実態を把握するために必要な事項を把握することとしている。

指定管理者は、協定に基づき、施設の管理運営業務、施設の「利用者に対するサービス提供事業」、「スポーツ振興事業」を行い、そのほかに、施設の有効活用のため、創意工夫により企画する「自主事業」を実施することができる。これらの全事業について、事業別の内訳を明らかにし、「事業報告書」により報告することになっている。

部が指定管理者へ支払う指定管理料は、指定管理者があらかじめ事業計画において示した経費から、施設利用料などの収入と、指定管理者が独自に行うスポーツイベントなどの「自主事業」及び駐車場の運営等の「利用者に対するサービス提供事業」(以下「自主事業等」という。)から得た収入を、控除して支払うと決められている。このため、自主事業等からの収入は、今後の指定管理料に影響する可能性があることから、部は、適正な内容の事業報告を求める必要がある。

ところで、平成26年5月30日、指定管理者が部に提出した「事業報告書」について、総括表である「四半期別収支計画書・実績報告書」と事業別の内訳である「業務実施計画書・報告書1」を照合したところ、表1のとおり、転記の誤りや計上漏れ、計上誤りにより、「事業報告書」の金額が誤っていることが認められた。

① 「自主事業」の内訳において、「ラニスコートリニューアアップメント」ほか1事業が記載されておらず、他に計上誤り等があることから、総括表、内訳とも収支差額が△659万4,840円であるところ、1万2,475円と報告されている。

② 「利用者に対するサービス提供事業」の内訳において、自動販売機ほか2事業の支出金額が報告されず、2事業の支出金額の報告が誤っており、総括表、内訳とも収支差額が3,682万9,391円であるところ、4,038万2,955円と報告されている。

③ 総括表における「指定管理料への繰入額」(注)について、各四半期全ての金額を誤っており、繰入額合計は3,023万4,551円であるところ、3,427万3,070円と報告

されている。

④ 「スポーツ振興事業」の内訳において、支出金額の計上誤りが複数あることから、収支差額が△66万5,685円であるところ、45万4,085円と報告している。

以上のように、部は、四半期ごとに収支状況等を確認しながら、報告書内の金額が誤っていたり報告漏れとなっている事業報告書を收受しており、このことは、各報告書における収支状況等の確認・検証が不十分であることを示していることから、指定管理者の実態を適正に管理しているとは言えない。

部は、指定管理業務に係る収支状況等の管理の実態を把握できるよう、適正な事業報告を求め、また、適切に内容の確認・検証を行われない。

(スポーツ推進部)

(表1) 「事業報告書」の収支状況の報告内容

報告書における項目名	正	誤	差引 (A-B)
	(A)	(B)	
① 「自主事業」の収支差額	△ 6,594,840	12,475	△ 6,607,315
② 「利用者に対するサービス提供事業」の収支差額	36,829,391	40,382,955	△ 3,553,564
③ 指定管理料への繰入額 (注)	30,234,551	34,273,070	△ 4,038,519
④ 「スポーツ振興事業」の収支差額	△ 665,685	454,085	△ 1,119,770

(単位：円)

(注) 指定管理料への繰入額

指定管理料から控除して支払う自主事業等から得た収入 (①+②=③)

(その他)

(2) 高所作業における安全を確保するよう受注者を適切に指導、監督すべきもの

スポーツ推進部は、「若洲海浜公園ヨット訓練所艇庫新築その他工事(その2)」(契約金額：8,650万3,200円、契約期間：平成25.8.5～平成26.1.30、契約相手方：A)を締結している。

ところで、艇庫における「2階バルコニー防水工事」及び艇庫の屋上における「笠木受けプレート取付工事」の施工状況について見たところ、2m以上の高さの高所作業であるにもかかわらず、工事の受注者は、転落防止措置である安全帯の使用等、墜落災害を防止するために必要な措置を講じていない状況が認められた。

これらは、危険な作業であり、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第519条の規定に反している。

部は、高所作業における安全を確保するよう、受注者を適切に指導、監督されたい。

(スポーツ推進部)

労働安全衛生規則 第519条

1 事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等(以下この条において「囲い」という。)を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

都市整備局

1 指摘事項

(繰出)

(1) 繰越に係る手続を適正に行うべきもの

第一区画整理事務所が契約している工事契約のうち、当初契約の工期が平成24年度であったものを平成25年度に変更しているものについて見たところ、街路築造工事及び盛土工事(24晴-3)ほか5件(合計契約金額:4億2,227万128円)について、平成25年度への繰越につき、平成25年度予算を充てて支出しているものが認められた。

これについて市街地整備部及び所は、部と所で工事の進行管理及び予算執行について調整し、平成24年度の決算見込みを作成する平成24年11月末時点では、繰越額は議決された繰越明許費の予算額内に収まると見込んでいたが、他企業工事の影響等による工事進捗遅れにより翌年度にまたがる工期変更を行ったため、見込みよりも繰越額が多くなったところ、所は当該工事について、繰越の手続を取らなかったとしている。

しかしながら、所が当該工事について繰越の手続を取ることなく、平成25年度予算を充てて2億4,246万2,878円を支出したことは適正ではない。また、部は所における工事の進行及び予算執行の管理をより一層適切に行うべきである。

部及び所は、工事の進行及び予算執行の管理を密接に連携して行い、繰越に係る手続を適正に行われたい。

(市街地整備部)
(第一区画整理事務所)

(2) 契約内容の変更を適正に行うべきもの

東部住宅建設事務所は、建替を予定している都営住宅21団地について、建替計画案案の作成を目的として、平成25年度に「都営住宅団地基本調査(その1)」委託契約(契約金額:300万3,000円、契約日:平成25.4.23、履行期限:平成25.8.5)をAと締結している。

その委託内容は、表1のとおりであり、このうち計画案配置図(以下「配置図」という。)については、調査対象団地ごとに3案ずつ作成、また、事業スケジュール及び建替計画(以下「事業スケジュール等」という。)については、調査対象団地ごとに1案ずつ作成することとしている。

ところが、成果品について見たところ、21団地のうち、配置図を3案作成したのは5団地のみで16団地は1案のみであったこと、また、事業スケジュール等を作成したのは5団地のみであったことが確認された。

本来であれば、所は仕様書に定める数量の成果品を提出させるべきであるが、実際に提出された成果品の数量について、所は、以下のように説明している。

ア 局の都営住宅建替事業では、原則建替後に100戸以上確保できる団地を建替対象としていることから、受託者が調査により、建替後に100戸以上確保することが困難であるとした場合には配置図の3案作成は不要であるとの説明を、調査前に受託者に行った。

イ 調査の結果、受託者から、敷地狭小などの理由により100戸以上確保することが困難である16団地については、配置図の提出は1案のみとするともに、事業スケジュール等は省略したい旨の協議があり、所はこれを受託者と口頭で了承した。

しかしながら、成果品の数量変更について、所は、文書による正規の意思決定手続を経ず、また、変更に伴う契約金額の検証も行っていないことは適正でない。

所は、契約内容の変更を適正に行われたい。

(東部住宅建設事務所)

(表1)仕様書に定める委託内容

項目	内容	成果品
① 現況の調査分析	計画地の位置、道路現況、土地利用現況、既存都営住宅の現況及び近隣の現況、旧国有地の有無等	建替団地基本調査報告書
② 計画条件の調査と設定	各計画地の上位計画、法的制限、各種開発手法、開発許可条件、外構計画、法規チェックリスト、消防法等、各種開発手法	
③ 建替事業案案の検討	事業スケジュール、建替計画(除却住棟・建設住棟の年度別計画、駐車・駐輪場計画、住戸型別供給割合)、搬出入路計画	
④ 建替計画案案の作成	案内図、現況住棟図、道路計画図、計画案配置図(3案)、日影図、現況・計画案案重ね図	
⑤ その他	関係諸官庁との協議・調整及び提出書類の作成、打合せ記録及び折衝記録の作成、業務の遂行に必要な資料の収集及び整理、都担当者の指示による作業	打合せ記録及び折衝記録等

(注) アンダーラインは、報告書において仕様書に定める内容と異なっているもの

環 境 局

1 指商事項
（歳出）

(1) 仕様書を適切に定めるとともにその適正な履行を求めるべきもの
自然環境部は、都内のカラスの生息数を減らすため、表1のとおり3件の単価契約を締結し、カラスの捕獲・処分及び巢の撤去等を行っている。

表1の項番1の契約は、都があらかじめ設置したトラップ（捕獲用カゴ）によるカラスの捕獲・処分を行うため、受託者がトラップを巡回し、トラップの清掃・点検、餌の補給等（以下「巡回作業」という。）と捕獲したカラスの処分を行う内容となっており、カラスの処分数に応じて支払いを行うものである。

表1の項番2及び項番3の契約は、都が指定した公園等（都内東部は項番2、西部は項番3の契約）に営巣された巢の撤去等を行うため、受託者が巢の撤去及び卵・ヒナの捕獲・処理（以下「捕獲作業等」という。）を複数回行う内容となっており、巢の撤去数及び卵・ヒナの処分数と作業の困難さに応じて支払を行うものである。

これらの契約について見たところ、以下のとおり適切でない点が認められた。

ア トラップによるカラスの捕獲・処分（表1項番1の契約）について
（ア）巡回作業の回数について、仕様書ではトラップごとに3日～4日程度に1回の割合の実施を基本とすることが規定されている。これにより年間を通じて延べ4,914～6,534回程度の巡回を行う内容の仕様となっているが、巡回実績を見ると当初の下位想定（4日に1回）の6割程度である2,792回にとどまっている。

（イ）トラップ内のカラスの年間の処分数の合計と捕獲数の合計を見ると、処分数（4,387件）が捕獲数（4,278件）を上回っている。部は、処分数には年度当初に都から図として提供したカラスの数が含まれているとしているが、図用カラスの経費の取扱いについて仕様書において明確になっていない。

イ 公園等の巢の撤去等（表1項番2・3の契約）について

（ア）捕獲作業等の回数について、仕様書では複数回行うことを基本とすることが規定されているが、作業実績を見ると、表1の項番2の契約では、都が指定した場所17箇所中、捕獲作業等1回のみ箇所が7箇所、1回も捕獲作業等が行われていない箇所が6箇所、表1の項番3の契約では、18箇所中、1回のみ箇所が8箇所の実施にとどまっている。

（イ）捕獲作業等の実施時期については、表2のとおり7月に撤去された巢には卵やヒナがいない結果となっている。

仕様書では受託者が施行計画書を提出することが規定され、提出された施行計画書には主に4、5月の実施が計画されていた。しかし、計画とは異なり7月においても作業が行われたため、カラスの生息数を減らすという事業効果が十分に見込めない実施状況となったものである。

（ウ）巢の撤去作業のうち「ザイル、登降機（木登り機）などの補助道具や高所作業車を使用しなければ巢の撤去が行えない作業」（困難作業）については、表1のとおり標準作業に比べて高い単価を設定している。

この困難作業か否かの判断について、部は、標準作業においても高所作業車を使用する場合もあることから作業の状況に応じて受託者の申請に基づき個別協議により判断することとしている。このため、困難作業の単価で支出したことが適正なのか不明確となっている。

以上のとおり、これら3件の契約いずれにおいても、仕様書が明確でないことや仕様書に従って履行がなされているか書類等により確認できないことが認められ、適切でない。部は、仕様書を適切に定めるとともに、受託者に対し仕様書に沿った適正な履行を求められたい。

（自然環境部）

（表1）カラスの捕獲処分及び巢撤去等の委託

番号	件名（契約期間）	巡回又は作業場所	委託内容	推定総金額	単価	契約の相手方
1	カラスのトラップ捕獲等作業委託（平成25.4.1～平成26.3.31）	公園等32施設54か所	カラスの捕獲及び処分、餌補給等のトラップ管理	14,809,410	カラス処分1羽 2,100	A
2	カラスのねぐら繁殖抑制事業委託その1（平成25.4.1～7.31）	公園等17か所（都内東部）	巢の撤去、卵・ヒナの処分	2,975,962	巢撤去（標準）1巢 4,800 巢撤去（困難）1巢 11,500 け又は卵処分1羽・個250	B
3	カラスのねぐら繁殖抑制事業委託その2（平成25.4.1～7.31）	公園等18か所（都内西部）	巢の撤去、卵・ヒナの処分	2,882,375	巢撤去（標準）1巢 8,000 巢撤去（困難）1巢 10,000 け又は卵処分1羽・個300	C

（表2）巢撤去に係る計画及び実績

契約	カラスのねぐら繁殖抑制事業委託その1						カラスのねぐら繁殖抑制事業委託その2					
	4月	5月	6月	7月	計	4月	5月	6月	7月	計		
仕 様	17か所について捕獲作業等複数回						18か所について捕獲作業等複数回					
捕獲作業等計画（か所）	17	17	0	0	0	8	9	1	0	0		
作業箇所（か所）	3	4	6	5	11	3	13	8	3	18		
作業箇所のうち1回のみのところ（作業箇所）	(7)						(8)					
実績	1回も捕獲作業等を行っていないところ						6					
巢撤去（巢）	5	19	19	24	67	36	126	49	7	218		
ヒナ処分（羽）	7	17	21	0	45	38	121	12	0	171		
卵処分（個）	10	5	6	0	21	46	57	0	0	103		

（注）作業箇所については重複があるため各月の合計が計にはならない。

福祉保健局

1 指図書事項
（重点監査事項）
（歳出）

(1) リース契約に係る積算を適切に行うべきもの

リース契約の積算については、総務局が毎年作成する「情報システム関係の単価基準等について」（以下「単価基準等」という。）に基づきものとされており、単価基準等では、リース料について、物件価格と初期導入費用の合計にリース料率を乗じて算出することなどが示されている。ところで、府中看護専門学校、青梅看護専門学校及び芝浦食肉衛生検査所におけるリース契約について見たところ、以下のとおり、適切でない事例が認められた。

ア 府中看護専門学校における「東京都立府中看護専門学校OA室用サーバー及びプリンターの借入れ」契約（契約金額：73万7,100円、リース契約期間：平成25.4.1～平成30.3.31）では、契約用途額の算出において、積算内訳が、物件価格と初期導入費用の合計にリース料率を乗じて算出しておらず、月額リース料の金額のみを表示している。

イ 青梅看護専門学校における「OA室用サーバー外1件の借入れ」契約（契約金額：59万2,200円、リース契約期間：平成25.4.1～平成30.3.31）では、契約用途額の算出において、積算内訳が、月額リース料の金額のみを表示している。また、「ネットワーキングデバイス等の借入れ」契約（契約金額：222万9,150円、リース契約期間：平成25.9.1～平成30.3.31）では、リース料とは別途算出する月額保守料の積算資料がなく、算出根拠が確認できない。

ウ 芝浦食肉衛生検査所における「ガスクロマトグラフ質量分析装置の借入れ」契約（契約金額：797万5,800円、リース契約期間：平成21.2.1～平成26.1.31）及び「超高速液体クロマトグラフの借入れ」契約（契約金額：765万3,240円、リース契約期間：平成23.4.1～平成28.3.31）では、契約用途額の算出において、積算内訳が、月額リース料の金額のみの表示となっている。

学校及び所は、リース契約に係る積算を適切に行われたい。

（府中看護専門学校）
（青梅看護専門学校）
（芝浦食肉衛生検査所）

(歳入)
(2) 都立看護専門学校の授業料の減免を適正に行うべきもの

都立看護専門学校では、東京都立看護専門学校条例（昭和52年東京都条例第78号）第8条及び東京都立看護専門学校授業料等の徴収猶予又は減額若しくは免除に関する取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）に基づき、生活保護受給世帯の者や生活保護受給世帯と同程度の世帯の

者等に対して、授業料の減免を行っている。

各学校では、授業料の減免を希望する者から減免申請書が提出された場合、取扱要綱等に従い、減免の事務手続を行っている。

減免申請に際しては、対象生徒が所得等の収入額を申請することとなっているが、対象者であっても、「東京都看護師等修学資金」（注）（以下「修学資金」という。）の貸与を受ける生徒は、収入申請額にその貸与金を合算して申請することとなり、その合算額が減免対象の収入基準額を上回る場合は、授業料減免の対象外となる。

ところで、青梅看護専門学校における授業料減免の事務手続について見たところ、学校は減免申請者Aに対し平成25年6月28日付けで授業料免除の許可を行っているが、Aは修学資金の貸与を受けており、貸与額を含めた収入額が収入基準額を上回るため、授業料の免除を受けられない生徒であることが認められた。

これは、Aが授業料減免申請の際、修学資金を申請中（平成25年4月）であるにもかかわらず、その旨を記載せず減免申請したことが原因である。

しかし、修学資金の申請は学校を通じて行われるものであり、学校は、修学資金貸与決定を把握できることから、Aに対する授業料減免は不許可とすべきであったにもかかわらず、確認審査を行わないまま、授業料免除の許可を行ったことは適正でない。

学校は、授業料の減免を適正に行うとともに、免除とした授業料（10万6,300円）を徴収されたい。

（青梅看護専門学校）

(注) 都内の看護師等養成施設に在学し、将来都内で看護業務に従事する意思があり、経済的理由により修学が困難な方に対し、修学資金を貸与（貸付）することにより修学を容易にし、都内の看護職員の確保等を図ることを目的とした制度である。

(歳出)
(3) 土壌汚染調査委託契約を適正に行うべきもの

医療政策部は、北多摩看護専門学校の仮設校舎建設用地について、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）及び東京都土壌汚染対策指針（平成22年東京都告示第696号）により土壌汚染の有無を把握することを目的として、「東京都北多摩看護専門学校仮設校舎土壌汚染調査（概況調査）委託」（契約金額：135万4,500円、契約期間：平成25.12.26～平成26.2.28、以下「当初契約」という。）をBと契約締結している。

また、部では、調査の追加部分を「東京都北多摩看護専門学校仮設校舎土壌汚染調査（概況調査）（追加調査）委託」（契約の相手方：B、契約金額：20万6,850円、契約期間：平成26.1.27～平成26.2.28、以下「追加契約」という。）として契約締結している。

部によると、追加契約を行った理由は、当初契約において、特記仕様書に記載されている土壌分析項目のうち、表1のとおり、第3種特定有害物質の調査項目としている「有機リン」を「ポリ塩化ビフェニル」に変更したこと及び各調査数量も変更したことによるものであるとしている。しかしながら、このような変更が生じた場合は、追加契約によるのではなく、当初契約において、契約変更にて対応すべきであり、契約変更手続を行っていないことは適正でない。部は、土壌汚染調査委託契約を適正に行われたい。

（医療政策部）

（表1）調査項目と数量

（単位：箇所、検体）

試料採取	項目	当初契約	追加契約
分析	第1種特定有害物質（11種類）	25	1
	第2種特定有害物質（9種類）	17	1
	第2種特定有害物質（9種類）	17	2
試験	第3種特定有害物質（1種類）	17	2
	第3種特定有害物質（1種類）	17	—
	溶出量試験（ポリ塩化ビフェニル）	—	19

（4）点検委託契約について

健康安全研究センター及び動物愛護相談センターは、建物等管理において、施設の各種点検委託を行い、安全管理や施設保全に努めている。

ところで、各センターにおいて、各種点検委託契約について見たところ、以下の適正でない状況が認められた。

ア 建物・設備管理を適正に行うべきもの

健康安全研究センターは、「東京都健康安全研究センター建物・設備管理委託」（契約金額：4,326万円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31）を契約締結し、仕様書において冷房・冷凍装置の保守点検を年2回行うことを定めている。

ところで、本契約における保守点検報告書を見たところ、年2回点検のいずれにおいても仕様書で指定しているフロンオイル406か所のうち、4か所については、点検を行っていないまま履行確認を行っており適正でない。

センターは、建物・設備管理を適正に行われたい。

（健康安全研究センター）

イ 不良箇所に対する対応を速やかに行うべきもの

動物愛護相談センターは、「消防用設備等点検業務委託（城南島出張所）」（契約金額：29万4,000円、契約期間：平成25.6.24～平成26.2.28）を契約締結し、総合点検と外観・機能点検を委託している。

ところで、センターでは、平成25年7月の総合点検において、ハロゲン化物消火設備の不

良が報告され、さらに、平成26年1月の外観・機能点検でも同様の報告がされているもの、監査日（平成26.5.12）現在においても補修が行われていない。センターは、不良箇所に対する対応を速やかに行われたい。

（動物愛護相談センター）

病院 経営 本部

1 指摘事項
（重点監査事項）
（支出）

（1）リース契約に係る積算を適切に行うべきもの

リース契約の積算については、総務局が毎年作成する「情報システム関係の単価基準等について」（以下「単価基準等」という。）に基づくものとされている。単価基準等では、リース料について、物件価格と初期導入費用の合計にリース料率を乗じて算出すること、また、リースにより調達されるパソコン本体及びソフトの参考価格が示されている。

ところで、各病院におけるリース契約について見たところ、以下のとおり、適切でない事例が認められた。

ア 広尾病院における「電子レセプト点検システム機器の借入れ」契約（契約金額（リース期間計）：869万4,000円、リース期間：平成25.4.1～平成30.3.31）では、契約目途額の算出において、積算内訳が、物件価格と初期導入費用の合計にリース料率を乗じて算出しておらず、月額リース料の金額のみの表示となっている。

イ 広尾病院における「栄養管理システム機器及びソフトの借入れ」契約（契約金額（リース期間計）：1,663万2,000円、リース期間：平成25.10.1～平成30.9.30）では、契約目途額の算出において、リース料とは別途積算した5年分の保守料にリース料率を乗じている。このため、リース期間全体で積算額15万2,100円（監査事務局試算）が過大となっている。

ウ 墨東病院における「病理・細胞診検査業務支援システムの借入れ」契約（契約金額（リース期間計）：3,147万4,800円、リース期間：平成25.3.1～平成30.2.28）では、契約目途額の算出において、リース料の積算の基礎となる物件価格及び初期導入費用の算出根拠書類が保存されていない。

また、パソコン本体及びソフトの価格については、特段の理由なく、単価基準等により示された参考価格を超えている。このため、リース期間全体で積算額47万4,420円（監査事務局試算）が過大となっている。

（広尾病院）
（墨東病院）

（2）借り入れている人工呼吸器の安全管理について

医療法（昭和23年法律第205号）第6条の10、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の11第2項第3号、厚生労働省医政局から通知された「医療機器に係る安全管理のための体制確保に係る運用上の留意点について」（医政指発第0330001号・医政研発

第0330018号。以下「通知」という。）では、医療機器の安全管理のための体制確保に係る病院の取組みが求められている。また、通知では、安全管理の対象となる医療機器には、病院が所有するものに加えて借り入れているものも含まれており、病院は、これらの医療機器の保守点検が適切に実施されているかを確認することとされている。

ところで、各病院は、安全管理の対象となる医療機器のうち医師の診断により患者が使用する人工呼吸器について、医療機器専門業者（以下「賃貸人」という。）から借り入れる契約をしている。病院は、その責任において、借り入れた医療機器の安全を確保するため、契約により賃貸人に対し、保守点検の実施を義務付けている。その保守点検の実施確認について見たところ、次のとおり適切でない点が認められた。

ア 仕様書に保守点検の事項を定め、保守点検が適切に実施されていることを確認すべきもの
小児総合医療センターにおいて「人工呼吸器外1点の借入れ（単価契約）」（注1）（推定総金額：960万7,500円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31）の契約について見たところ、仕様書には、保守点検の予定時期、間隔、条件等（以下「予定時期等」という。）及び保守点検報告書の提出といった事項が定められていない。このため、センターは、賃貸人から保守点検の予定時期等や実施状況の報告を受けておらず、保守点検の実施の有無及び内容を確認していない。

（小児総合医療センター）

（注1）「人工呼吸器外1点の借入れ」とは、在宅用小児成人用人工呼吸器及び陽圧式人工呼吸器の2点の借入れである。

イ 保守点検が適切に実施されていることを確認すべきもの
駒込病院において「自動圧調整CPAP装置の借入れ（単価契約）」（注2）（推定総金額：36万2,250円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31）の契約について見たところ、仕様書には賃貸人は定期保守点検終了の都度、報告書を作成し、患者の確認を受けた上で病院に提出することとしている。

しかしながら、病院は、規定されている保守点検報告書の提出を賃貸人から受けているとしているが、これは保存されておらず、賃貸人による保守点検の実施が確認できない状態となっている。

また、仕様書では保守点検の実施確認に必要な予定時期等に係る事項の定めがないため、保守点検報告書が保存されていたとしても、その保守点検が適切に実施されたかどうか確認できない状態となっている。

病院は、保守点検が適切に実施されていることを確認された。

(駒込病院)

(注2) 自動圧調整CPAP装置とは、睡眠時無呼吸症候群等の治療を目的として、気道閉塞の度合いに合わせた気圧の空気を気道へ送ることにより、無呼吸の発生を防ぐ人工呼吸器である。

ウ 保守点検に係る予定時期等を把握し適切に保守点検の実施を確認すべきもの

多摩総合医療センターにおいて「自動圧調整CPAP装置の借入れ(単価契約)」(推定総金額：730万5,375円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31)の契約について見たところ、仕様書では、貸貸人が、定期保守点検終了の都度、報告書を作成し、患者の確認を受けた上で病院に提出することと規定されているが、通知に基づく保守点検についての子定期等の事項は、別途、保守点検業務に関する基本契約で定められている。

しかしながら、センターは、保守点検業務に関する基本契約を締結していないため、貸貸人から保守点検報告書の提出を受けているものの、その保守点検が予定時期等に基づいて実施されたかどうか確認できない状態となっている。

センターは、保守点検に係る予定時期等を把握し、適切に保守点検の実施を確認された。

(多摩総合医療センター)

(3) 購入契約に係る検査を適正に行うべきもの

墨東病院では、救命救急センター業務支援システムの端末機として使用するデスクトップパソコン一式の購入契約(契約件名：救命救急センター業務支援システムクライアント端末の買入れ、契約期間：平成26.2.26～平成26.3.31、契約金額：492万4,500円)を締結している。

病院は、本契約の仕様書において、履行期限までにパソコン9台を、院内に既存の本システムネットワーク上で操作できるように設定することを定めている。

しかしながら、監査日(平成26.5.26)現在、パソコン9台が、病棟地下1階倉庫に納入時の梱包されたままの状態で保管されており、履行が完了していないにもかかわらず、平成26年3月31日付けで検査完了とし、支払ったことは適正でない。

(墨東病院)

産 業 勞 働 局

1 指摘事項

(重点監査事項)

(歳入)

(1) 業務委託の履行を確認し代金の支払を行うべきもの

雇用就業部は、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく公共職業訓練において、一部の訓練科目における就職支援業務を「平成25年度公共職業訓練における就職支援業務委託」(契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31、契約金額：7,993万9,606円)によりAに委託して実施している。

委託内容は、受託者が、公共職業訓練の訓練生を対象に、①就職支援講習、求人紹介及び合同就職説明会を実施すること、②訓練生の就職状況(就職先、業種、職種、年齢、雇用形態など)に係る分析及び効果的な支援方法について報告することなどとなっている。

しかしながら、監査日(平成26.5.30)現在、訓練生の就職状況に係る分析及び効果的な支援方法について、報告がなされていないにもかかわらず、部は、履行期限の平成26年3月31日付けで履行確認し、委託代金を支払っていたことは適正でない。

部は、業務委託の履行を確認し、代金の支払を行われた。

(雇用就業部)

(歳入)

(2) 債権管理を適正に行うべきもの

各職業能力開発センター及びセンターが所管する校(以下「センター等」という。)は公共職業訓練を行っており、訓練生に授業料を納めさせている。

授業料の徴収、滞納者への催告等に関する事務処理については、雇用就業部が定める「都立職業能力開発センター授業料事務の手引き」(以下「手引き」という。)に基づき、センター等が事務処理を行うこととしている。

この手引きによれば、滞納者への催告については、①文書催告、電話催告及び自宅訪問催告をいずれも半期に1回以上行うこと、②催告文書が返戻された場合など所在不明のときは、所在調査(住民票の確認等)を行うこととしている。また、催告を行った内容については、「授業料債権個人別管理簿」(以下「管理簿」という。)に記載することとしている。

ところで、平成25年度における城東職業能力開発センター江戸川校の管理簿等を確認したところ、表1のとおり、手引きどおりに文書催告等を行っていないものが認められた。

(城東職業能力開発センター江戸川校)